その他告示

○国土交通省告示第四百号

航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区

二　航空保安無線施設の種類及び名称

松本ＶＯＲ／ＤＭＥ及び信州ＶＯＲ／ＤＭＥ

与論ＶＯＲ／ＤＭＥ及び供利ＶＯＲ／ＤＭＥ

三　航空保安無線施設の位置及び所在地

松本ＶＯＲ／ＤＭＥ　Ｎ36°09′Ｅ137°55′　長野県塩尻市

信州ＶＯＲ／ＤＭＥ　Ｎ36°10′Ｅ137°55′　長野県塩尻市

与論ＶＯＲ／ＤＭＥ及び供利ＶＯＲ／ＤＭＥ　Ｎ27°03′Ｅ128°24′　鹿児島県大島郡与論町

四　変更した事項に係る施設の供用開始の予定期日　令和八年四月十六日

五　変更した事項

次の表により、変更前欄に掲げる事項の破線で囲んだ部分をこれに対応する変更後欄に掲げる事項の破線で囲んだ部分のように変更する。

変更後

1　ＶＯＲ

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	搬送周波数（メガヘルツ）	空中線電力（ワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項
（略）									
松本ＶＯＲ	上欄に同じ	Ｎ36°09′Ｅ137°55′長野県塩尻市	117.6	200	なし	ＭＢＥ	24時間	昭和58年12月1日	松本ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用
（略）									
与論ＶＯＲ	上欄に同じ	Ｎ27°03′Ｅ128°24′鹿児島県大島郡与論町	112.25	100	なし	ＹＲＥ	８時30分から18時30分まで（10月1日か	平成５年３月４日	与論ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

変更前

1　ＶＯＲ

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	搬送周波数（メガヘルツ）	空中線電力（ワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項
（略）									
信州ＶＯＲ	上欄に同じ	Ｎ36°10′Ｅ137°55′長野県塩尻市	113.95	200	なし	ＳＳＥ	24時間	令和７年12月25日	信州ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用
松本ＶＯＲ	上欄に同じ	Ｎ36°09′Ｅ137°55′長野県塩尻市	117.6	200	なし	ＭＢＥ	24時間	昭和58年12月1日（令和７年12月25日から令和８年４月15日まで供用休止）	松本ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用
（略）									
供利ＶＯＲ	上欄に同じ	Ｎ27°03′Ｅ128°24′鹿児島県大島郡与論町	117.05	100	なし	ＯＭＥ	８時30分から18時30分まで（10月1日か	令和７年10月２日	供利ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用 与論ＶＯＲ